

人口動態調査の概要（案）

1 調査の目的

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の期間及び期日

毎月調査で、出生、死亡、婚姻、離婚又は死産の発生時点。

3 調査の対象

戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく出生、死亡、婚姻若しくは離婚の届出又は死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）の規定に基づく死産の届出を受けた市町村（特別区並びに指定都市の区及び総合区を含む。以下同じ。）

4 調査の事項

出生票、死亡票、死産票、婚姻票及び離婚票の5種類とし、それぞれの報告を求める事項は、以下のとおりとする。

出生票：出生年月日・場所、身長・体重、父母の氏名・生年月日等出生届に基づく事項

死亡票：死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項

死産票：死産の年月日・場所、父母の年齢等死産届に基づく事項

婚姻票：夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等婚姻届に基づく事項

離婚票：夫妻の生年月、別居前の住所、離婚の種別等離婚届に基づく事項

5 調査の方法及び系統

ア 市町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚又は死産の届出を受けたときは、その届書に基づいてすみやかに人口動態調査票を作成し、これを遅滞なく保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

イ 保健所長は、毎月、市町村長から送付された人口動態調査票のうち、前月中の出生、死亡及び死産であってその月の14日までに届出があったものに係る分（前々月以前の出生、死亡及び死産であって前月の15日からその月の14日までに届出があったものに係る分を含む。）並びに前月中に届出があった婚姻及び離婚に係る分をとりまとめ、その月の25日までに都道府県知事に送付する。ただし、保健所を設置する市又は特別区の保健所にあつては、市長又は区長を経由する。

ウ 保健所長は、市町村長から送付を受けた出生票に基づいて出生小票（出生票の写し）を、死亡票に基づいて死亡小票（死亡票の写し）を作成する。

エ 都道府県知事は、保健所長から人口動態調査票の送付を受けたときは、送付を受けた日の属する

月の翌月5日までに厚生労働大臣に送付する。

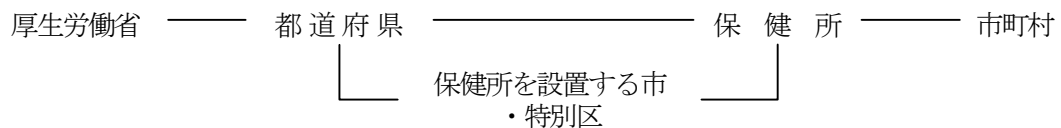
オ 市町村長、保健所長及び都道府県知事は、上記ア、イ又はエにおける送付をする場合は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、これらによる送付ができない場合は、書面又は電磁的記録媒体による送付に代えて行うことができる。

カ 人口動態調査票の送付を電磁的記録媒体で行う場合は、当該電磁的記録媒体のラベル領域に次の事項を記載し送付する。

- ① 人口動態調査である旨
- ② 人口動態調査票の種別
- ③ 送付年月日
- ④ 都道府県名、保健所名又は市町村名

キ 市町村長、保健所長及び都道府県知事は、上記ア、イ又はエにおいて電子情報処理組織を使用して人口動態調査票を送付する場合は、あらかじめ、当該市町村名、保健所名又は都道府県名その他必要な事項について厚生労働大臣に届出を行い、送付者コード（ID、パスワード）の付与を受ける。

なお、市町村長、保健所長及び都道府県知事は、届出た事項に変更が生じる場合若しくは送付者コード（ID、パスワード）の使用を廃止する場合は、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届出を行う。



6 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行い、公表日は以下のとおりとする。

月報：調査月の約2か月後に速報、約5か月後に月報（概数）を公表。

年報：翌年の6月上旬に概数、9月に確定数を公表。

なお、公表の方法は、厚生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。また、報告書については、人口動態調査集計事項一覧から一部抜粋する等して刊行する。